

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

フリガナ 氏名(姓、名)	イズミカワ タカコ 泉川 孝子	授与番号 甲1417号
学位の種類	博士(学術)	授与年月日 2020年3月31日
学位授与の要件	本学学位規程第18条第1項該当者 [学位規則第4条第1項]	
博士論文の題名	看護職者がDVを知ることでどのように被害者を発見し支援に繋げ、他機関と連携するかー	
審査委員	(主査) 立岩 真也 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授)	岸 政彦 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授)
	竹中 悠美 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授)	高田 昌代 (神戸市看護大学看護学部教授)
論文内容の要旨	<p>看護者はドメスティック・バイオレンス(DV)被害者の発見に、またその後の対応にどのように関わっているか、また関わっていないかが調査から示される。そこで発見と対応の困難が明らかにされ、その困難を軽減するための方策が模索される。</p> <p>第1章・第2章ではDVに対する対応と先行研究が概観される。第3章では看護職のDV被害者への遭遇状況と支援の実態調査の結果が報告され分析される。看護師は、話を聞くことが仕事の一部である保健師や相対的に長く一人に接する助産師と比べると、DVの兆候に気づきにくく、気づいても次の機関に繋ぐことが困難であることが明らかになった。ゆえに自分の判断に自信が持てず、疑問を感じても本人に問いかけることができていない現状が明確になった。また、DV被害者への支援方法やDV研修を望み、相談場所を求めている。であれば、看護師たちの相談先はまず自らの上司ということになる。するとその看護管理職の人たちがDVについてどれだけの知識・認識があるのか、また看護師たちの疑いを受け取る用意・態勢があり、その疑いをどのようにどこに繋げており、繋げようとしているのかはたいへん重要である。そこで看護管理職者にも調査を行なった。なすべき仕事ができているとは言えないが、関心があることは示された。</p> <p>第4章では、地域の支援体制の現状を知るために、DV被害者の支援に関わる公共機関と民間機関を訪問し、研究目的の説明後、フォーカス・グループインタビュー(FGI)を実施し相互の協働の構築を行なった。第5章では、DV被害当事者を中心にFGIの様子について述べた。被害当事者から、その当時の状況や健康への影響について聞き取りを行なった。また、いく度かの受診行動など医療側との接点、早期発見について被害側が感じた医療側の問題についても聞き取った。</p> <p>第6章では、看護師と助産師にグループインタビューを行なった。看護師と助産師は、外来・病棟等の部署を問わず、DVが確定した場合は被害者支援を行ない、他機関との</p>	

	<p>連携もとれていた。しかし被害が疑わしいケースでは、遭遇したときの対応に困難さを感じ、介入に踏み込めない。また、被害者支援に繋がる相談システムの必要性も明確になった。さらに、病院に勤務する看護職支援の一環として、被害者支援の教育プログラムの検討を行なった。DV被害者支援環境・機関を整えるフローチャート、チェックシート（案）による観察を行ない、医療関係者向けDV被害者対応ガイドラインや、マニュアル作成も考慮に入れる必要性が浮かび上がった。そのうえで、DV被害者の早期発見と、支援機関との連携についての展望について述べた。</p>
<p>論文審査の結果の要旨</p>	<p>本論文の問題意識ははっきりしており、述べようとしていることも明確である。看護職者は職業として人の身体に近いところにいる。そしてDVに関わり傷や心身の不調があつて病院に来ることがある。だから看護職者はDVの発見と対応にとって大切な存在だ。しかしその機能を果たしているかという点、そんなことはないようだ。大学で看護学を教えるとともにその現場で長く働いてきた申請者はそのことを実感してきた。では実際の程度そうなのか。そしてうまくないのならどうしたらよいのか。</p> <p>本論文は幾度かの科学研究費による調査がもとになっている。大規模な調査をまとめるのに時間を有したから、本論文での調査結果は最新の実態を伝えるものではないが、それでも多くは外来で短時間の間に数をこなしていかなければならない看護職者の現実の基本は変わっていないだろうことも、私たちはその調査から受け取ることができる。</p> <p>その調査結果は困難を示すがまた同時に可能性を示すものでもある。疑うがそのままやりすごすことをよいことと看護職者たちは思っていない。その疑いを消さないこと、ただ自身だけで対応することができないならその疑いを誰かにまたどこかにつなげていく道筋があつてそれを知らされればと思つていることが示される。そしてつながりが作られるように看護職者同士でまたDV被害者と話す機会があるとよいだろう。それで実際にその場を作りそこで起こることが記され、たしかに意義あることが確認される。さらにチェックシートが試作され、対応のフローチャートが提案される。その仕組みや経路は改善される余地はあるだろうが、その改善の方向もまた本論文で示される。</p> <p>以上、論文審査と公聴会での口頭試問結果を踏まえ、審査委員会は本論文が本研究科の博士学位論文審査基準を満たしており、博士学位を授与するに相応しい水準に達しているという判断で一致した。</p>
<p>試験または学力確認の結果の要旨</p>	<p>本論文にかかわる口頭試問は2019年11月28日（木）17時より18時30分まで、創思館302会議室において審査員4名によっておこなわれ、公聴会は2020年1月23日（木）15時30分から16時30分まで創思館カンファレンスルームにおいて審査委員4名と多数の聴衆の参加によっておこなわれた。</p> <p>申請者は、本学学位規程第18条第1項該当者である。先端総合学術研究科は、査読付き学術雑誌掲載論文相当の公刊された論文を3本以上もつことを学位請求論文の受理条件としている。受理審査委員会の審査により、本論文はその条件を満たすことが確認された。本論文に示された方法や知見のオリジナリティ、論文記述の明晰さにかんがみて、本論文は博士論文の水準に十分に達している。口頭試問と公聴会での報告および質疑に対する応答からも、博士学位にふさわしい学力を備えていることが確認された。以上より、本審査委員会は、本学位申請者に対し、本学学位規程第18条第1項により、「博士（学術 立命館大学）」の学位を授与することが適切と判断する。</p>

